

## ○四日市港管理組合の管理する港湾施設

昭和 44 年 4 月 1 日  
告 示 第 6 号

<b>改正</b>	昭和 44 年 9 月 6 日告示第 11 号	昭和 45 年 4 月 1 日告示第 7 号
	昭和 45 年 12 月 25 日告示第 20 号	昭和 46 年 7 月 26 日告示第 15 号
	昭和 47 年 4 月 20 日告示第 10 号	昭和 47 年 8 月 1 日告示第 13 号
	昭和 47 年 11 月 21 日告示第 16 号	昭和 48 年 4 月 1 日告示第 12 号
	昭和 48 年 7 月 20 日告示第 18 号	昭和 48 年 8 月 11 日告示第 20 号
	昭和 49 年 3 月 27 日告示第 10 号	昭和 49 年 8 月 7 日告示第 20 号
	昭和 50 年 2 月 1 日告示第 2 号	昭和 50 年 2 月 1 日告示第 3 号
	昭和 50 年 2 月 26 日告示第 5 号	昭和 50 年 4 月 1 日告示第 13 号
	昭和 50 年 5 月 27 日告示第 15 号	昭和 50 年 8 月 1 日告示第 19 号
	昭和 51 年 4 月 1 日告示第 11 号	昭和 51 年 12 月 1 日告示第 25 号
	昭和 51 年 12 月 27 日告示第 27 号	昭和 52 年 2 月 9 日告示第 1 号
	昭和 52 年 3 月 31 日告示第 9 号	昭和 52 年 11 月 1 日告示第 21 号
	昭和 53 年 2 月 1 日告示第 1 号	昭和 53 年 3 月 1 日告示第 2 号
	昭和 53 年 5 月 1 日告示第 11 号	昭和 53 年 5 月 1 日告示第 12 号
	昭和 53 年 7 月 1 日告示第 14 号	昭和 53 年 8 月 26 日告示第 17 号
	昭和 53 年 12 月 18 日告示第 23 号	昭和 54 年 3 月 17 日告示第 10 号
	昭和 55 年 4 月 1 日告示第 9 号	昭和 55 年 4 月 1 日告示第 10 号
	昭和 55 年 4 月 1 日告示第 11 号	昭和 55 年 10 月 1 日告示第 16 号
	昭和 56 年 6 月 1 日告示第 12 号	昭和 56 年 10 月 15 日告示第 18 号
	昭和 56 年 12 月 1 日告示第 20 号	昭和 57 年 1 月 20 日告示第 1 号
	昭和 57 年 3 月 8 日告示第 3 号	昭和 57 年 4 月 1 日告示第 10 号
	昭和 57 年 5 月 1 日告示第 12 号	昭和 57 年 6 月 10 日告示第 15 号
	昭和 57 年 7 月 1 日告示第 16 号	昭和 57 年 7 月 20 日告示第 20 号
	昭和 57 年 12 月 1 日告示第 23 号	昭和 58 年 3 月 24 日告示第 8 号
	昭和 58 年 5 月 1 日告示第 10 号	昭和 58 年 5 月 31 日告示第 13 号
	昭和 58 年 6 月 27 日告示第 14 号	昭和 58 年 9 月 1 日告示第 19 号
	昭和 58 年 10 月 15 日告示第 22 号	昭和 58 年 11 月 5 日告示第 24 号
	昭和 59 年 5 月 29 日告示第 7 号	昭和 59 年 6 月 29 日告示第 9 号
	昭和 59 年 10 月 15 日告示第 11 号	昭和 59 年 12 月 1 日告示第 12 号
	昭和 60 年 1 月 31 日告示第 1 号	昭和 60 年 12 月 27 日告示第 19 号
	昭和 61 年 2 月 1 日告示第 1 号	昭和 61 年 3 月 13 日告示第 3 号
	昭和 61 年 3 月 29 日告示第 9 号	昭和 61 年 9 月 11 日告示第 16 号
	昭和 61 年 11 月 21 日告示第 19 号	昭和 61 年 12 月 1 日告示第 20 号
	昭和 62 年 4 月 1 日告示第 6 号	昭和 62 年 5 月 1 日告示第 7 号
	昭和 62 年 12 月 1 日告示第 15 号	昭和 63 年 9 月 1 日告示第 11 号
	昭和 63 年 9 月 1 日告示第 12 号	昭和 63 年 10 月 13 日告示第 13 号
	昭和 63 年 10 月 13 日告示第 14 号	昭和 63 年 11 月 18 日告示第 16 号
	平成元年 3 月 30 日告示第 29 号	平成元年 6 月 7 日告示第 31 号
	平成元年 8 月 23 日告示第 33 号	平成元年 9 月 30 日告示第 35 号

平成2年4月1日告示第9号	平成2年5月1日告示第13号
平成2年7月6日告示第16号	平成2年7月24日告示第18号
平成2年9月4日告示第19号	平成2年12月14日告示第25号
平成3年2月1日告示第1号	平成3年5月1日告示第7号
平成3年6月1日告示第9号	平成3年11月7日告示第14号
平成3年12月12日告示第16号	平成3年12月26日告示第20号
平成4年3月2日告示第1号	平成4年3月27日告示第8号
平成4年4月1日告示第9号	平成4年4月20日告示第10号
平成4年5月30日告示第14号	平成4年9月1日告示第16号
平成4年12月24日告示第23号	平成5年4月1日告示第6号
平成5年12月22日告示第17号	平成6年2月1日告示第1号
平成6年3月16日告示第4号	平成6年4月1日告示第10号
平成6年7月15日告示第13号	平成6年8月15日告示第14号
平成7年3月31日告示第3号	平成7年6月26日告示第6号
平成7年11月14日告示第10号	平成7年12月1日告示第11号
平成7年12月13日告示第13号	平成8年1月1日告示第1号
平成8年1月4日告示第2号	平成8年3月29日告示第4号
平成8年4月1日告示第6号	平成8年5月31日告示第9号
平成8年8月15日告示第11号	平成8年11月15日告示第13号
平成8年12月19日告示第15号	平成9年3月28日告示第2号
平成9年9月8日告示第6号	平成10年4月1日告示第2号
平成10年4月1日告示第3号	平成10年4月30日告示第5号
平成11年3月5日告示第1号	平成11年4月1日告示第4号
平成11年7月1日告示第8号	平成12年3月29日告示第2号
平成12年4月24日告示第3号	平成12年8月1日告示第6号
平成13年12月1日告示第9号	平成14年1月15日告示第1号
平成14年3月25日告示第3-5号	平成14年4月1日告示第4号
平成15年3月19日告示第4号	平成15年3月19日告示第5号
平成16年3月31日告示第3号	平成16年4月1日告示第5号
平成16年5月1日告示第7号	平成16年5月10日告示第10号
平成16年6月1日告示第13号	平成16年6月1日告示第14号
平成16年6月1日告示第16号	平成16年7月19日告示第19号
平成17年4月1日告示第4号	平成17年4月1日告示第6号
平成17年10月11日告示第10号	平成17年12月21日告示第14号
平成18年1月1日告示第1号	平成18年1月4日告示第2号
平成18年2月1日告示第6-3号	平成18年4月1日告示第8号
平成18年5月1日告示第10号	平成18年5月6日告示第12号
平成18年9月8日告示第18号	平成18年11月1日告示第22号
平成18年12月23日告示第25号	平成19年3月31日告示第5号
平成20年2月12日告示第1号	平成20年5月1日告示第8号
平成20年11月1日告示第14号	平成21年1月6日告示第1号
平成21年4月1日告示第5号	平成21年12月1日告示第13号
平成22年1月22日告示第1号	平成22年3月1日告示第2号

平成 22 年 4 月 1 日告示第 6 号	平成 22 年 12 月 13 日告示第 17 号
平成 23 年 8 月 1 日告示第 7 号	平成 23 年 11 月 30 日告示第 12 号
平成 24 年 3 月 30 日告示第 4 号	平成 25 年 3 月 22 日告示第 4 号
平成 25 年 3 月 28 日告示第 6 号	平成 25 年 10 月 31 日告示第 15 号
平成 26 年 2 月 28 日告示第 2 号	平成 26 年 11 月 25 日告示第 9 号
平成 27 年 2 月 27 日告示第 2 号	平成 27 年 4 月 3 日告示第 6 号
平成 27 年 9 月 1 日告示第 9 号	平成 28 年 4 月 1 日告示第 6 号
平成 28 年 5 月 13 日告示第 9 号	平成 28 年 6 月 16 日告示第 12 号
平成 28 年 9 月 16 日告示第 15 号	平成 30 年 3 月 30 日告示第 4 号
平成 31 年 2 月 8 日告示第 1 号	平成 31 年 4 月 1 日告示第 8 号
平成 31 年 4 月 12 日告示第 9 号	令和 2 年 1 月 21 日告示第 1 号
令和 2 年 2 月 7 日告示第 4 号	令和 2 年 3 月 16 日告示第 6 号
令和 2 年 7 月 17 日告示第 12 号	令和 3 年 9 月 27 日告示第 10 号
令和 3 年 12 月 27 日告示第 16 号	令和 4 年 11 月 25 日告示第 11 号
令和 5 年 3 月 1 日告示第 2 号	令和 5 年 3 月 31 日告示第 4 号
令和 5 年 7 月 27 日告示第 7 号	令和 5 年 12 月 8 日告示第 10 号

## 1 水域施設

### 航路

名 称	数	量	位 置
(1) 四日市港第一航路	幅 300m	延 長 1,860m	東防波堤南灯台から 260° 593m の地点 (以下 A 地点という。) から 95° 19' 1,860m の地点まで引いた線と A 地点から 185° 19' 300m の地点から 95° 19' 1,860m の地点まで引いた線との間の海面
(2) 四日市港第二航路	幅 400m	延 長 1,200m	東防波堤北灯台から 10° 110m の地点 (以下 C 地点という。) から 100° 1,200m の地点まで引いた線と C 地点から 10° 400m の地点から 100° 1,200m の地点まで引いた線との間の海面
(3) 四日市港第三航路	幅 430m ~580m	延 長 1,870m	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 富洲原灯台(北緯 35° 3' 東経 136° 40' 8' ) から 122° 2,450m の地点 二 富洲原灯台から 110° 3,610m の地点 三 富洲原灯台から 116° 30' 4,320m の地点 四 富洲原灯台から 131° 30' 2,830m の地点 五 富洲原灯台から 122° 30' 3,400m の地点 六 富洲原灯台から 121° 3,710m の地点 七 富洲原灯台から 121° 30' 4,140m の地点

- (4) 四日市港午起航路 幅 200m 延 長 東防波堤南灯台から 325° 40' 1,230m の地点  
 ~615m 1,280m (以下 B 地点という。)から 154° 30' 1,090m  
 の地点まで引いた線及び同地点から 117° に  
 第一航路北側線まで引いた線と B 地点から  
 244° 30' 200m の地点から 155° 485m の地  
 点まで引いた線及び同地点から 159° に第一  
 航路北側線まで引いた線との間の海面

## 泊地

名 称	数 量	位 置
(1) 被覆内泊地	13,130,000 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦防波堤、四日市港東防波 堤及び旭防波堤の内
うち、小型船舶用泊地		
イ 富洲原港西側防潮護岸前泊地	5,036 m <sup>2</sup>	図 示
ロ 富田港護岸前泊地	2,560 m <sup>2</sup>	〃
ハ 高砂町北側護岸前泊地	750 m <sup>2</sup>	〃
ニ 納屋防災緑地北側護岸前泊地	200 m <sup>2</sup>	〃
(2) 被覆外泊地	48,515,500 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦防波堤、四日市港東防波 堤及び旭防波堤の外

## 2 外かく施設

### 防波堤

名 称	数 量	位 置
(1) 旭防波堤	520m	図 示
(2) 旧港防波堤	77m	〃
(3) 四日市港東防波堤	2,450.4m	〃
(4) 霞ヶ浦防波堤	1,085.4m	〃

### 防砂堤

名 称	数 量	位 置
(1) 天カ須賀防砂堤	296.9m	図 示

### 護 岸

名 称	数 量	位 置
(1) 霞ヶ浦工業用地東側護岸	1,260.71m	図 示
(2) 霞ヶ浦工業用地南側護岸	974.37m	〃
(3) 霞ヶ浦南埠頭南側護岸	80m	〃
(4) 天カ須賀製造業団地護岸	1,030m	〃
(5) 富田埠頭北側護岸	148m	〃

## 3 けい留施設

### 大型船けい船岸

名 称	水 深	延長	能 力	位 置
(1) 第 1 埠頭 1 号岸壁	-5.5m	100m	D/W 2,000 トン 1 隻	第 1 埠頭南側
(2) 第 1 埠頭南側基部岸壁	-5.5m	60m		第 1 埠頭南側
(3) 第 1 埠頭 2 号 3 号岸壁	-8.5m	245m	D/W 10,000 トン 1 隻	第 1 埠頭南側
(4) 第 1 埠頭 4 号 5 号岸壁	-9.0m	215m	D/W 10,000 トン 1 隻	第 1 埠頭北側
(5) 石炭埠頭 7 号(A)(B)岸壁	-7.5m	125m	D/W 5,000 トン 1 隻	東邦町

(6)	第2埠頭8号岸壁	-10.0m	190m	D/W	15,000 トン	1 隻	第2埠頭南側
(7)	第2埠頭9号岸壁	-10.0m	200m	D/W	15,000 トン	1 隻	第2埠頭南側
(8)	第2埠頭10号岸壁	-5.5m	200m	D/W	2,000 トン	2 隻	第2埠頭先端
(9)	第2埠頭11号岸壁	-10.0m	200m	D/W	15,000 トン	1 隻	第2埠頭北側
(10)	第2埠頭12号岸壁	-5.0m	140m	D/W	1,000 トン	2 隻	第2第3埠頭間
(11)	第3埠頭13号岸壁	-12.0m	245m	D/W	30,000 トン	1 隻	第3埠頭南側
(12)	第3埠頭14号岸壁	-10.0m	220m	D/W	15,000 トン	1 隻	第3埠頭東側
(13)	第3埠頭15号岸壁	-10.0m	245m	D/W	12,000 トン	1 隻	第3埠頭北側
(14)	第3埠頭16号岸壁	-7.5m	138m	D/W	5,000 トン	1 隻	第3埠頭北西側
(15)	第3埠頭17号18号岸壁	-5.5m	180m	D/W	2,000 トン	2 隻	第3埠頭西側
(16)	第2埠頭19岸壁	-5.0m	110m	D/W	1,000 トン	1 隻	第2埠頭西側
(17)	富双埠頭1号2号岸壁	-5.0m	123m	D/W	750 トン	2 隻	富双埠頭北側
(18)	富双埠頭3号岸壁	-6.0m	85m	D/W	1,500 トン	1 隻	富双埠頭南側
(19)	富双埠頭4号岸壁	-7.5m	125m	D/W	5,000 トン	1 隻	富双南埠頭
(20)	富双埠頭5号岸壁	-7.5m	125m	D/W	5,000 トン	1 隻	富双南埠頭
(21)	富双埠頭6号岸壁	-7.5m	170m	D/W	5,000 トン	1 隻	富双南埠頭
(22)	霞ヶ浦南埠頭22号岸壁	-14.0m	280m	D/W	60,000 トン	1 隻	霞ヶ浦南埠頭北側
(23)	霞ヶ浦南埠頭23号岸壁	-12.0m	240m	D/W	40,000 トン	1 隻	霞ヶ浦南埠頭北側
(24)	霞ヶ浦南埠頭24号岸壁	-12.0m	240m	D/W	40,000 トン	1 隻	霞ヶ浦南埠頭北側
(25)	霞ヶ浦南埠頭25号岸壁	-12.0m	240m	D/W	40,000 トン	1 隻	霞ヶ浦南埠頭北側
(26)	霞ヶ浦南埠頭27号岸壁	-12.0m	240m	D/W	25,000 トン	1 隻	霞ヶ浦南埠頭北側
(27)	霞ヶ浦南埠頭30号岸壁	-4.5m	420m	D/W	700 トン	7 隻	霞ヶ浦南埠頭西側
	31号岸壁						
	32号岸壁						
	33号岸壁						
	34号岸壁						
	35号岸壁						
	36号岸壁						
(28)	霞ヶ浦南埠頭37号岸壁	-5.5m	630m	D/W	2,000 トン	7 隻	霞ヶ浦南埠頭西側
	38号岸壁						
	39号岸壁						
	40号岸壁						
	41号岸壁						
	43号岸壁						
	44号岸壁						
(29)	霞ヶ浦南埠頭60号岸壁	-7.5m	390m	D/W	5,000 トン	3 隻	霞ヶ浦南埠頭東側
	61号岸壁						
	62号岸壁						
(30)	霞ヶ浦南埠頭70号岸壁	-4.5m	300m	D/W	700 トン	4 隻	霞ヶ浦南北埠頭間
	71号岸壁						
	72号岸壁						
	73号岸壁						
(31)	霞ヶ浦南埠頭74号岸壁	-7.5m	130m	D/W	5,000 トン	1 隻	霞ヶ浦南北埠頭間

(32) 霞ヶ浦南埠頭 75 号岸壁	-7.5m	130m	D/W	5,000 トン 1 隻	霞ヶ浦南北埠頭間
(33) 浜園埠頭 50 号岸壁	-4.5m	600m	D/W	700 トン 10 隻	浜園埠頭東側
51 号岸壁					
52 号岸壁					
53 号岸壁					
54 号岸壁					
55 号岸壁					
56 号岸壁					
57 号岸壁					
58 号岸壁					
59 号岸壁					

小型船けい船岸

名 称	水 深	延長	能 力	位 置
(1) 第 1、第 2 埠頭間 6 号岸壁	-3.0m	179m	D/W 300 トン 3 隻	図 示
(2) 千歳町 1 号物揚場	-3.2m	50m		〃
(3) 千歳町 2 号物揚場	-1.5m	184m		〃
(4) 千歳町 3 号物揚場	-1.5m	220m		〃
(5) 千歳町 4 号物揚場	-1.5m	260m		〃
(6) 千歳町 5 号物揚場	-1.5m	420m		〃
(7) 千歳町 6 号物揚場	-1.5m	273m		〃
(8) 千歳町 7 号物揚場	-2.0m	183m		〃
(9) 千歳町 8 号物揚場	-2.6m	65m		〃
(10) 末広町 1 号物揚場	-1.5m	470m		〃
(11) 末広町 2 号物揚場	-1.5m	270m		〃
(12) 末広町 3 号物揚場	-1.5m	300m		〃
(13) 末広町 4 号物揚場	-1.5m	260m		〃
(14) 末広町 5 号物揚場	-1.5m	120m		〃
(15) 旧港高砂町 1 号さん橋	-1.5m	11m×2		〃
(16) 旧港高砂町 2 号さん橋	-1.5m	10m		〃
(17) 旧港 1 号物揚場	-4.0m	130m		大協町 1 丁目 1 番地地先
(18) 旧港 2 号物揚場	-4.0m	68m		稲葉町 3489 番地の 6 地先
(19) 納屋運河物揚場	-0.5m	158m		図 示
(20) 富双埠頭先端物揚場	-2.0m	92m		〃
(21) 富双埠頭基部物揚場	-2.0~-4.0m	39m		〃
(22) 富田一色物揚場	-2.0m	200m		〃
(23) 天カ須賀物揚場	-2.0m	83m		〃
(24) 富田地区 L20B 物揚場	-1.0m	50m		〃
(25) 富田地区 L21A 物揚場	-1.0m	124m		〃
(26) 霞西 1 号さん橋	-4.0m	450m	D/W700 トン	霞 1 丁目西
(27) ひき船さん橋	-4.5m	90m×2	D/W700 トン 4 隻	第 2 埠頭西側
(28) 小型船さん橋	-3.5m	22m×2		第 2 埠頭西側

(29) 富洲原運河北物揚場	-0.6m	200m	図	示
(30) 富洲原運河南物揚場	-0.6m	400m	〃	

#### 浮さん橋

名	称	構	造	位	置
(1)	千歳1号浮さん橋	鋼製台船	長さ20m 幅6m 深さ1.3m	千歳町9の12	地先
(2)	千歳2号浮さん橋	鋼製台船	長さ18m 幅5m 深さ1.3m	千歳町9の12	地先
(3)	千歳3号浮さん橋	鋼製台船	長さ12m 幅5m 深さ1.3m	千歳町9の12	地先
(4)	千歳4号浮さん橋	鋼製台船	長さ10m 幅3m 深さ1.2m	千歳町9番地の12	地先
(5)	旧港2号浮さん橋	PC製台船	長さ24m 幅10m 深さ2.9m	高砂町	地先
(6)	霞ヶ浦浮さん橋	RC製台船	長さ20m 幅8m 深さ2.2m	羽津甲	地先

#### 船あげ場

名	称	位	置
(1)	富田船あげ場	1ヶ所	四日市市富田浜町
(2)	富洲原船あげ場	1ヶ所	四日市市住吉町
(3)	納屋運河船あげ場	1ヶ所	四日市市南納屋町

#### 泡消火施設

名	称	能	力	数	量	位	置
泡消火施設		最大能力	1,900	リットル/分	1	基	石炭埠頭7号岸壁四日市市東邦町

## 4 臨港交通施設

#### 可動橋

名	称	延	長	幅	可	動	部	延	長	位	置
(1)	臨港橋	延長	72.6m	幅	11.0m	可	動	部	延長	26.4m	四日市市千歳町地先

#### 運河

名	称	水	深	幅	延	長	位	置
(1)	納屋運河	-0.5m	30m~65m	0.26	km	納屋公園南端より納屋防災緑地北端		
(2)	堅川運河	-0.5m	31m	0.3	km	旧港より蓬萊橋		
(3)	千歳運河	-1.5m	70m	1.46	km	高砂町尾上町及び末広町千歳町の間		
(4)	大井の川運河	-1.5m	60m	0.7	km	1号地南端より大井の川上流大井の川橋		
(5)	富洲原運河	-0.6m	25m	1.11	km	旧富洲原港口より附近一帯		

#### 臨港道路

名	称	幅	延	長	位	置
(1)	千歳1号幹線	20m~22m	902m	図	示	
(2)	千歳2号幹線	16m	287m	〃		
(3)	千歳3号幹線	16m	306m	〃		
(4)	千歳4号幹線	14m~20m	378m	〃		
(5)	千歳5号幹線	8m~22m	428m	〃		
(6)	千歳6号幹線	22m	321m	〃		
(7)	千歳7号幹線	15m	933m	〃		
(8)	千歳8号幹線	14m~16m	413m	〃		
(9)	千歳1号支線	15m~25m	157m	〃		
(10)	千歳2号支線	20m	47m	〃		
(11)	千歳3号支線	20m	80m	〃		
(12)	千歳4号支線	11m	33m	〃		

(13) 千歳 6 号支線	11m	33m	〃
(14) 千歳 7 号支線	11m	33m	〃
(15) 千歳 8 号支線	11m	33m	〃
(16) 千歳 9 号支線	10.5m~11m	133m	〃
(17) 千歳 10 号東支線	14m	154m	〃
(18) 千歳 10 号支線	10m	128m	〃
(19) 千歳 11 号支線	14m	128m	〃
(20) 千歳 12 号支線	10m	33m	〃
(21) 千歳 13 号支線	14m~19m	61m	〃
(22) 千歳 14 号支線	7m~ 9m	89m	〃
(23) 千歳 15 号支線	10m	26m	〃
(24) 千歳 16 号支線	7m	32m	〃
(25) 千歳 17 号支線	7m~12m	90m	〃
(26) 千歳 19 号支線	7m~10m	181m	〃
(27) 千歳 20 号支線	7m	155m	〃
(28) 千歳 21 号支線	9m	104m	〃
(29) 千歳 22 号支線	14m	75m	〃
(30) 千歳 23 号支線	4m	42m	〃
(31) 末広 1 号幹線	22m	750m	〃
(32) 末広 2 号幹線	6m~ 9m	893m	〃
(33) 末広 1 号支線	14m	117m	〃
(34) 末広 2 号支線	10m	84m	〃
(35) 末広 3 号支線	15m	168m	〃
(36) 末広 5 号支線	7m	109m	〃
(37) 末広 6 号支線	4m	33m	〃
(38) 末広 7 号支線	5m	41m	〃
(39) 末広 8 号支線	7m	29m	〃
(40) 末広 9 号支線	8m~13m	209m	〃
(41) 末広 10 号支線	4m	37m	〃
(42) 千歳・末広線	14m~22m	331m	〃
(43) 東邦 1 号幹線	13m	836m	〃
(44) 東邦 1 号支線	8m	65m	〃
(45) 東邦 2 号支線	8m	60m	〃
(46) 東邦 3 号支線	8m	150m	〃
(47) 午起線	5m	722m	〃
(48) 霞 1 号幹線(通称シドニー港通り)	25m~54m	2,330m	〃
(49) 霞 2 号幹線	30m	1,414m	〃
(50) 霞 3 号幹線	20m~21m	1,045m	〃
(51) 霞 4 号幹線	10.5m~50m	4,915m	〃
(52) 霞 5 号幹線	18m	1,016m	〃
(53) 霞 1 号支線	21m	105m	〃
(54) 霞 2 号支線	21m	333m	〃
(55) 霞 3 号支線	21m	372m	〃



(56) 霞 4 号支線	21m	488m	〃
(57) 霞 5 号支線	21m	507m	〃
(58) 霞 6 号支線	21m	529m	〃
(59) 霞 7 号支線	18m	60m	〃
(60) 霞 8 号支線	18m	142m	〃
(61) 霞 9 号支線	18m	60m	〃
(62) 霞 10 号支線	18m	142m	〃
(63) 霞 11 号支線	18m	142m	〃
(64) 霞 12 号支線	18m	202m	〃
(65) 霞 13 号支線	18m	60m	〃
(66) 霞 14 号支線	18m～20m	598m	〃
(67) 霞 15 号支線	20m	82m	〃
(68) 霞 16 号支線	20m	84m	〃
(69) 霞 17 号支線	21m	60m	〃
(70) 霞 18 号支線	20m	53m	霞二丁目地内
(71) 霞 19 号支線	20m	53m	〃
(72) 霞北 1 号幹線	17m～50m	636m	〃
(73) 霞北 1 号支線	20m～23.5m	652m	〃
(74) 霞西側道路	10m	1,149m	図示
(75) 浜園 1 号幹線	18m	424m	〃
(76) 浜園 1 号支線	18m	27m	〃
(77) 浜園 3 号支線	18m	40m	〃
(78) 浜園 4 号支線	18m	40m	〃
(79) 富田浜線	3m	39m	〃
(80) 富双 1 号幹線	13m	740m	〃
(81) 富双 2 号幹線	8m	539m	〃
(82) 富双 1 号支線	13m	92m	〃
(83) 富双 2 号支線	15m	125m	〃
(84) 富双 3 号支線	15m	115m	〃
(85) 富双 5 号支線	9m～15m	197m	〃
(86) 富双 6 号支線	7m	90m	〃

#### 橋 梁

名 称	延 長	幅	位 置
(1) 霞大橋	65.39m	32.00m	四日市市霞地先
(2) 臨海橋	34.44m	20.80m	川越町亀崎新田地先

#### 5 航行補助施設

施 設	内 容	位 置
信号施設	信号旗及び夜間発光信号	四日市港管理組合庁舎
無線施設	入出港船舶との港務連絡 国際 VHF 無線電話 呼出名称 よつかいちポータルラジオ	四日市港管理組合庁舎

#### 6 荷さばき施設

##### 上 屋

名 称	級別	面 積 平方メートル	構 造	所 在 地
(1) B 上屋	2	1,800	鉄骨造平屋建折版葺	第 1 埠頭 2 号岸壁隣接
(2) C 上屋	2	1,800	鉄骨造平屋建波型折版葺	第 1 埠頭 3 号岸壁隣接
(3) D 上屋	2	1,800	鉄骨造平屋建波型折版葺	第 1 埠頭 4 号岸壁隣接
(4) E 上屋	2	1,768	鉄骨造平屋建波型折版葺	第 1 埠頭 5 号岸壁隣接
(5) F 上屋	1	1,620	鉄筋コンクリート建	第 1、第 2 埠頭間 6 号岸壁隣接
(6) G 上屋	2	1,566	鉄骨造平屋建アルミ瓦棒葺	第 1、第 2 埠頭間 6 号岸壁隣接
(7) 2B 上屋	1	2,325	鉄筋コンクリート建	第 2 埠頭 8 号岸壁隣接
(8) 2C 上屋	特級	2,560	鉄骨造平屋建アルミ瓦棒葺	第 2 埠頭 9 号岸壁隣接
(9) 2D 上屋	特級	2,560	鉄骨造平屋建アルミ瓦棒葺	第 2 埠頭 9 号岸壁隣接
(10) 2E 上屋	1	2,192	鉄骨造平屋建陸屋根コンクリート造	第 2 埠頭 11 号岸壁隣接
(11) 2F 上屋	1	2,212	鉄骨造平屋建陸屋根コンクリート造	第 2 埠頭 11 号岸壁隣接
(12) 鉄鋼上屋		4,463	鉄骨造平屋建石綿大波スレート直葺	第 3 埠頭 17、18 号岸壁隣接
(13) 3C 上屋	1	5,476	鉄骨造平屋建アルミ瓦棒葺	第 2 埠頭 15 号岸壁隣接
(14) 3D 上屋	1	2,478	鉄骨造平屋建石綿大波スレート葺	第 3 埠頭 16 号岸壁隣接
(15) 霞 1 号上屋	1	7,584	鉄筋コンクリート一部鉄筋造 平屋建折版葺	霞ヶ浦埠頭 39、40 号岸壁隣接

くん蒸庫及び附属設備

名 称	面 積	構 造	所在地
(1) くん蒸庫	111 m <sup>2</sup>	鉄骨造	四日市市霞二丁目 26 番地
(2) 荷さばき地	1,154 m <sup>2</sup>	コンクリート舗装	四日市市霞二丁目 26 番地
(3) 雨天荷役施設	576 m <sup>2</sup>	鉄骨造、コンクリート舗装	四日市市霞二丁目 26 番地
(4) 待機室	25 m <sup>2</sup>	鉄骨造	四日市市霞二丁目 26 番地

荷役機械

名 称	能 力	数 量	位 置
(1) 第 3 埠頭機械式連続アンローダー (附属設備を含む。)	800T/H	1 基	第 3 埠頭 13 号岸壁
(2) 霞ヶ浦南埠頭バケットエレベーター式連続アンローダー (附属設備を含む。)	1,500T/H	1 基	霞ヶ浦南埠頭 22 号岸壁
霞ヶ浦南埠頭バケットエレベーター式連続アンローダー 2 号機	1,500T/H	1 基	
(3) 霞ヶ浦南埠頭走行起伏シャトル式シップローダー (附属設備を含む。)	1,200T/H	1 基	霞ヶ浦南埠頭 60、61 号岸壁
(4) 霞ヶ浦南埠頭コンテナクレーン 1 号機 (附属設備を含む。)	48.5T 吊	1 基	霞ヶ浦南埠頭 27 号岸壁
霞ヶ浦南埠頭コンテナクレーン 2 号機 (附属設備を含む。)	48.5T 吊	1 基	霞ヶ浦南埠頭 26 号岸壁
(5) 霞ヶ浦南埠頭コンテナクレーン 3 号機 (附属設備を含む。)	46.6T 吊	1 基	霞ヶ浦南埠頭 26 号岸壁
(6) 霞ヶ浦南埠頭クラブバケット・ロープトロリ式橋形アンローダー (附属設備を含む。)	1,800T/H	1 基	霞ヶ浦南埠頭 23 号岸壁
(7) 霞ヶ浦北埠頭コンテナクレーン 1 号機 (附属	55.5T 吊	1 基	霞ヶ浦北埠頭 80 号岸壁

施設を含む。)

霞ヶ浦北埠頭コンテナクレーン 2 号機 (附属施設を含む) 55.5T 吊 1 基 霞ヶ浦北埠頭 80 号岸壁

霞ヶ浦北埠頭コンテナクレーン 3 号機 (附属施設を含む) 55.5T 吊 1 基 霞ヶ浦北埠頭 80 号岸壁

荷さばき地

名 称	級 別	面 積	位 置
(1) 千歳 1 号荷さばき地	2	7,983.15 m <sup>2</sup>	第 2、第 3 埠頭間 12 号岸壁隣接地
(2) 千歳 2 号荷さばき地	2	7,362.30 m <sup>2</sup>	第 3 埠頭基部 13 号岸壁隣接地
(3) 千歳 3 号荷さばき地	1	4,554.30 m <sup>2</sup>	第 3 埠頭 13 号岸壁隣接地
(4) 千歳 4 号荷さばき地	1	2,178.80 m <sup>2</sup>	第 3 埠頭 13 号岸壁隣接地
(5) 千歳 5 号荷さばき地	1	2,485.00 m <sup>2</sup>	第 3 埠頭 14 号岸壁隣接地
(6) 千歳 6 号荷さばき地	2	13,527.00 m <sup>2</sup>	第 3 埠頭千歳 3 号荷さばき地隣接地
(7) 千歳 7 号荷さばき地	2	1,870.852 m <sup>2</sup>	第 2 埠頭 19 号岸壁隣接
(8) 千歳 8 号荷さばき地	2	1,736.537 m <sup>2</sup>	第 2 埠頭 19 号岸壁隣接
(9) 千歳 9 号荷さばき地	2	2,783.286 m <sup>2</sup>	第 2 埠頭 8 号岸壁隣接地
(10) 末広 1 号荷さばき地	3	735.91 m <sup>2</sup>	末広町 2 号物揚場隣接地
(11) 末広 2 号荷さばき地	3	460.07 m <sup>2</sup>	
(12) 霞東 1 号荷さばき地	1	10,966.55 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 25 号岸壁隣接地
(13) 霞東 2 号荷さばき地	2	44,412.77 m <sup>2</sup>	霞東 1 号荷さばき地隣接地
(14) 霞東 3 号荷さばき地	1	9,854.425 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 24 号岸壁隣接地
(15) 霞東 4 号荷さばき地	2	11,193.992 m <sup>2</sup>	霞東 3 号荷さばき地隣接地
(16) 霞東 5 号荷さばき地	1	12,897.88 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 23 号岸壁隣接地
(17) 霞東 6 号荷さばき地	1	12,183.262 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 22 号岸壁隣接地
(18) 霞東 7 号荷さばき地	2	5,026.160 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 60 号岸壁隣接地
(19) 霞東 8 号荷さばき地	2	13,280.654 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 61 号岸壁隣接地
(20) 霞東 9 号荷さばき地	2	9,138.41 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 62 号岸壁隣接地
(21) 霞中 1 号荷さばき地	特級	89,618.52 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 26 号岸壁隣接地
(22) 霞中 2 号荷さばき地	1	30,420.00 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 27 号岸壁隣接地
(23) 霞中 3 号荷さばき地	2	28,959.00 m <sup>2</sup>	霞中 2 号荷さばき地隣接地
(24) 霞西 1 号荷さばき地	2	9,093.07 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 30・31・32 号岸壁隣接地
(25) 霞西 2 号荷さばき地	2	6,096.40 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 33・34 号岸壁隣接地
(26) 霞西 3 号荷さばき地	2	9,647.99 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 37・38 号岸壁隣接地
(27) 霞西 4 号荷さばき地	2	9,650.60 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 41・43 号岸壁隣接地
(28) 霞西 5 号荷さばき地	2	6,111.00 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 35・36 号岸壁隣接地
(29) 霞西 11 号荷さばき地	2	14,114.88 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 70・71 号岸壁隣接地
(30) 霞西 12 号荷さばき地	2	6,364.93 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 72・73 号岸壁隣接地
(31) 霞西 13 号荷さばき地	2	5,078.24 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 74 号岸壁隣接地
(32) 霞西 14 号荷さばき地	2	6,854.30 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦南埠頭 75 号岸壁隣接地
(33) 霞北 1 号荷さばき地	特級	138,138.71 m <sup>2</sup>	霞ヶ浦北埠頭 80 号岸壁隣接地
(34) 浜園 1 号荷さばき地	2	8,239.23 m <sup>2</sup>	浜園埠頭 56、57、58、59 号岸壁隣接地
(35) 浜園 2 号荷さばき地	2	4,067.50 m <sup>2</sup>	浜園埠頭 54、55 号岸壁隣接地

荷さばき地附属施設

名 称	数 量	位 置
(1) 冷凍コンセント	102 個	霞中 1 号荷さばき地内
(2) 冷凍コンセント	20 個	霞中 2 号荷さばき地内
(3) 冷凍コンセント	360 個	霞北 1 号荷さばき地内
(4) コンテナ洗浄場	990 m <sup>2</sup>	霞中 1 号荷さばき地内
(5) コンテナ洗浄場	629.2 m <sup>2</sup>	霞北 1 号荷さばき地内
(6) 光ファイバー通信線	2 回線	霞中 1 号荷さばき地内
(7) 光ファイバー通信線	12 回線	霞ヶ浦南北埠頭間

## 7 旅客施設

名 称	面 積	位 置
(1) 船員船客待合所	64.04 m <sup>2</sup>	四日市市千歳町 37 番地

## 8 保管施設

### 野積場

名 称	級別	面 積	位 置
(1) 末広 1 号野積場	2	1,318.00 m <sup>2</sup>	四日市市末広町 18-2 の内
(2) 東邦 1 号野積場	2	2,503.69 m <sup>2</sup>	四日市市東邦町 1 の 2 及び 1 の 9 の内
(3) 東邦 2 号野積場	2	6,549.90 m <sup>2</sup>	
(4) 旧港 1 号野積場	2	1,706.09 m <sup>2</sup>	
(5) 旧港 2 号野積場	2	826.47 m <sup>2</sup>	四日市市稲葉町 3489 の 6
(6) 霞 1 号野積場	1	13,246.772 m <sup>2</sup>	霞西 3 号荷さばき地隣接地
(7) 霞 2 号野積場	1	5,244.164 m <sup>2</sup>	霞 1 号上屋隣接地
(8) 霞 5 号野積場	1	45,967.58 m <sup>2</sup>	四日市市霞二丁目 1-1 の内

### 石炭等保管用地

名 称	面 積	位 置
石炭等保管用地	108,527.46 m <sup>2</sup>	四日市市霞二丁目 11 番 3 及び 16 番 5

## 9 船舶補給施設

### 給水設備

名 称	能 力	箇 数	位 置
(1) 水栓	最大能力 12 トン/時間	1	四日市市中納屋町
(2) 水栓	最大能力 45 トン/時間	3	富双埠頭内
(3) 水栓	最大能力 45 トン/時間	6	第 2 埠頭内
(4) 水栓	最大能力 45 トン/時間	11	第 3 埠頭内
(5) 水栓	最大能力 45 トン/時間	42	霞ヶ浦南埠頭内
(6) 水栓	最大能力 45 トン/時間	6	霞ヶ浦北埠頭内
(7) 水栓	最大能力 45 トン/時間	1	石炭埠頭内

## 10 廃棄物処理施設

### 廃棄物埋立護岸

名 称	数 量	位 置
(1) 石原地区廃棄物埋立護岸	2,588.5m	図 示

## 11 港湾環境整備施設

### 緑 地

名 称	面 積	位 置
(1) 霞ヶ浦緑地	17,102.435 m <sup>2</sup>	四日市市霞二丁目

名 称	面 積	位 置
(2) 富双緑地	96,430 m <sup>2</sup>	四日市市富双一丁目
公 園		
(1) 千歳公園	864.00 m <sup>2</sup>	四日市市千歳町 34 番地
(2) みなと公園	1,427.00 m <sup>2</sup>	四日市市千歳町 9 番地
(3) 霞港公園	15,367.16 m <sup>2</sup>	四日市市霞 2 丁目 1 番地の 1
(4) シドニー港公園	7,376.89 m <sup>2</sup>	四日市市霞 2 丁目 1 番地の 1
(5) ポート緑地	2,374.16 m <sup>2</sup>	四日市市霞 2 丁目 1 番地の 1

## 12 港湾厚生施設

休憩所

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 霞地区休憩所	建物 68.04 m <sup>2</sup> 敷地 171 m <sup>2</sup>	鉄骨平屋建	霞ヶ浦南埠頭 25 号岸壁背後

## 13 施設用地

所 在 地	面 積
(1) 四日市市千歳町	47,284 m <sup>2</sup>
(2) 四日市市末広町	25,650 m <sup>2</sup>
(3) 四日市市東邦町	21,033 m <sup>2</sup>
(4) 四日市市大協町二丁目	10,328 m <sup>2</sup>
(5) 四日市市富双一丁目	2,186 m <sup>2</sup>
(6) 四日市市富双二丁目	6,295 m <sup>2</sup>
(7) 四日市市霞一丁目	2,051 m <sup>2</sup>
(8) 四日市市霞二丁目	33,045 m <sup>2</sup>

## 14 港湾役務提供用船舶

ひき船

船 名	内 容	位 置
(1) ちとせ丸	鋼製 196 総トン 3,600 馬力 曳航力 前進 56.0 トン 後進 51.5 トン	四日市港内

## 15 港湾管理用移動施設

清掃船

船 名	内 容	位 置
(1) じんべい	鋼製 16.0 総トン 355 馬力×2 塵芥倉容積 21.0 m <sup>3</sup>	四日市港内

港内巡視船

船 名	内 容	位 置
(1) ゆりかもめ	アルミニウム合金製 19 総トン 423kw×2 基	四日市港内

## 16 管理事務所

名 称	数 量	位 置
(1) 上屋附属事務所	6 室延 284.34 m <sup>2</sup>	第 2 埠頭 2B 上屋内及び霞埠頭第 1 号上屋内
(2) 第三埠頭附属事務所	3 室延 429.0 m <sup>2</sup>	第 3 埠頭内
(3) 埠頭ビル内事務所	1 室 53.07 m <sup>2</sup>	四日市市千歳町 37 番地
(4) 霞 26 附属事務所	4 室延 201.14 m <sup>2</sup>	霞中 1 号荷さばき地内

## 17 陸上電力供給施設

名 称	能 力	数 量	位 置
陸上電力供給施設	3φ AC220V30A/施設	11 施設	西 1 号さん栈橋霞 1 丁目西

**改正文**（昭和 44 年 4 月 1 日告示第 6 号）抄  
四日市港管理組合の管理する港湾施設についての告示（昭和 41 年四日市港管理組合告示第 2 号）及び同告示の一部を改正する告示（昭和 43 年四日市港管理組合告示第 12 号）は廃止する。

**改正文**（昭和 45 年 4 月 1 日告示第 7 号）抄  
ただし、第 3 埠頭 14 号室壁及び第 3 埠頭 15 号岸壁の供用の開始の日は、昭和 45 年 4 月 15 日とする。

**改正文**（昭和 47 年 4 月 20 日告示第 10 号）抄  
ただし、荷さばき地及びモータープールの項については、昭和 47 年 5 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 47 年 8 月 1 日告示第 13 号）抄  
ただし、小型けい船岸の項については昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 48 年 8 月 11 日告示第 20 号）抄  
昭和 48 年 9 月 1 日より施行する。

**附 則**（昭和 50 年 2 月 1 日告示第 3 号）  
この告示は、公布の日から施行し、昭和 49 年 12 月 1 日から適用する。

**改正文**（昭和 50 年 5 月 27 日告示第 15 号）抄  
昭和 50 年 4 月 15 日から適用する。

**改正文**（昭和 50 年 8 月 1 日告示第 19 号）抄  
昭和 50 年 8 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 51 年 4 月 1 日告示第 11 号）抄  
昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。ただし、泡消火施設及び航行補助施設に関する改正後の規定は、昭和 51 年 5 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 51 年 12 月 1 日告示第 25 号）抄  
昭和 51 年 12 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 51 年 12 月 27 日告示第 27 号）抄  
昭和 51 年 12 月 27 日から施行する。

**改正文**（昭和 52 年 2 月 9 日告示第 1 号）抄  
昭和 52 年 2 月 9 日から施行する。

**改正文**（昭和 52 年 3 月 31 日告示第 9 号）抄  
昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 52 年 11 月 1 日告示第 21 号）抄  
昭和 52 年 11 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 53 年 2 月 1 日告示第 1 号）抄  
昭和 53 年 2 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 53 年 3 月 1 日告示第 2 号）抄  
昭和 53 年 3 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 53 年 5 月 1 日告示第 11 号）抄  
昭和 53 年 5 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 53 年 5 月 1 日告示第 12 号）抄

昭和 53 年 5 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 53 年 7 月 1 日告示第 14 号) 抄  
昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 53 年 8 月 26 日告示第 17 号) 抄  
昭和 53 年 8 月 26 日から施行する。

**改正文** (昭和 53 年 12 月 18 日告示第 23 号) 抄  
昭和 54 年 1 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 54 年 3 月 17 日告示第 10 号) 抄  
昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 55 年 4 月 1 日告示第 9 号) 抄  
昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 55 年 4 月 1 日告示第 10 号) 抄  
昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 55 年 4 月 1 日告示第 11 号) 抄  
昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 55 年 10 月 1 日告示第 16 号) 抄  
昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 56 年 12 月 1 日告示第 20 号) 抄  
昭和 56 年 12 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 57 年 1 月 20 日告示第 1 号) 抄  
昭和 57 年 1 月 20 日から施行する。

**改正文** (昭和 57 年 3 月 8 日告示第 3 号) 抄  
昭和 57 年 3 月 8 日から施行する。

**改正文** (昭和 57 年 5 月 1 日告示第 12 号) 抄  
昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 57 年 6 月 10 日告示第 15 号) 抄  
昭和 57 年 6 月 10 日から施行する。

**改正文** (昭和 57 年 7 月 1 日告示第 16 号) 抄  
昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 57 年 7 月 20 日告示第 20 号) 抄  
昭和 57 年 7 月 20 日から施行する。

**改正文** (昭和 57 年 12 月 1 日告示第 23 号) 抄  
昭和 57 年 12 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 58 年 3 月 24 日告示第 8 号) 抄  
昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 58 年 5 月 1 日告示第 10 号) 抄  
昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。

**改正文** (昭和 58 年 5 月 31 日告示第 13 号) 抄  
昭和 58 年 5 月 31 日から施行する。

**改正文** (昭和 58 年 6 月 27 日告示第 14 号) 抄  
昭和 58 年 6 月 27 日から施行する。

**改正文** (昭和 58 年 9 月 1 日告示第 19 号) 抄  
昭和 58 年 9 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 58 年 10 月 15 日告示第 22 号）抄  
昭和 58 年 10 月 15 日から施行する。

**改正文**（昭和 58 年 11 月 5 日告示第 24 号）抄  
昭和 58 年 11 月 5 日から施行する。

**改正文**（昭和 59 年 5 月 29 日告示第 7 号）抄  
昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 59 年 6 月 29 日告示第 9 号）抄  
昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 59 年 10 月 15 日告示第 11 号）抄  
昭和 59 年 10 月 15 日から施行する。

**改正文**（昭和 59 年 12 月 1 日告示第 12 号）抄  
昭和 59 年 12 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 60 年 1 月 31 日告示第 1 号）抄  
昭和 60 年 1 月 31 日から施行する。

**改正文**（昭和 60 年 12 月 27 日告示第 19 号）抄  
昭和 60 年 12 月 27 日から施行する。

**改正文**（昭和 61 年 2 月 1 日告示第 1 号）抄  
昭和 61 年 2 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 61 年 3 月 13 日告示第 3 号）抄  
昭和 61 年 3 月 15 日から施行する。

**改正文**（昭和 61 年 3 月 29 日告示第 9 号）抄  
昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 61 年 9 月 11 日告示第 16 号）抄  
昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 61 年 12 月 1 日告示第 20 号）抄  
昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 62 年 4 月 1 日告示第 6 号）抄  
昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 62 年 5 月 1 日告示第 7 号）抄  
昭和 62 年 5 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 62 年 12 月 1 日告示第 15 号）抄  
昭和 62 年 12 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 63 年 9 月 1 日告示第 11 号）抄  
昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

**改正文**（昭和 63 年 9 月 1 日告示第 12 号）抄  
昭和 63 年 9 月 10 日から施行する。

**改正文**（昭和 63 年 10 月 13 日告示第 13 号）抄  
昭和 63 年 10 月 13 日から施行する。

**改正文**（昭和 63 年 10 月 13 日告示第 14 号）抄  
昭和 63 年 10 月 13 日から施行する。

**改正文**（昭和 63 年 11 月 18 日告示第 16 号）抄  
昭和 63 年 11 月 18 日から施行する。

**改正文**（平成元年 3 月 20 日告示第 29 号）抄



平成元年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成元年 6 月 7 日告示第 31 号）抄  
平成元年 6 月 7 日から施行する。

**改正文**（平成元年 8 月 23 日告示第 33 号）抄  
平成元年 9 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成元年 9 月 30 日告示第 35 号）抄  
平成元年 10 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 2 年 4 月 1 日告示第 9 号）抄  
平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 2 年 5 月 1 日告示第 13 号）抄  
平成 2 年 5 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 2 年 7 月 6 日告示第 16 号）抄  
平成 2 年 7 月 6 日から施行する。

**改正文**（平成 2 年 7 月 24 日告示第 18 号）抄  
平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 2 年 9 月 4 日告示第 19 号）抄  
平成 2 年 9 月 4 日から施行する。

**改正文**（平成 2 年 12 月 14 日告示第 25 号）抄  
平成 2 年 12 月 14 日から施行する。

**改正文**（平成 3 年 2 月 1 日告示第 1 号）抄  
平成 3 年 2 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 3 年 5 月 1 日告示第 7 号）抄  
平成 3 年 5 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 3 年 6 月 1 日告示第 9 号）抄  
平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 3 年 11 月 7 日告示第 14 号）抄  
平成 3 年 11 月 7 日から施行する。

**改正文**（平成 3 年 12 月 12 日告示第 16 号）抄  
平成 3 年 12 月 12 日から施行する。

**改正文**（平成 3 年 12 月 26 日告示第 20 号）抄  
平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 4 年 3 月 2 日告示第 1 号）抄  
平成 4 年 3 月 2 日から施行する。

**改正文**（平成 4 年 3 月 27 日告示第 8 号）抄  
平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 4 年 4 月 1 日告示第 9 号）抄  
平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 4 年 4 月 20 日告示第 10 号）抄  
平成 4 年 4 月 20 日から施行する。

**改正文**（平成 4 年 5 月 30 日告示第 14 号）抄  
平成 4 年 5 月 30 日から施行する。

**改正文**（平成 4 年 9 月 1 日告示第 16 号）抄  
平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成4年12月24日告示第23号）抄  
平成5年4月1日から施行する。ただし、15 管理事務所の改正規定は、公布の日から施行する。

**改正文**（平成5年4月1日告示第6号）抄  
平成5年4月1日から施行する。

**改正文**（平成5年12月22日告示第17号）抄  
平成6年1月1日から施行する。

**改正文**（平成6年2月1日告示第1号）抄  
平成6年2月1日から施行する。

**改正文**（平成6年3月16日告示第4号）抄  
平成6年3月16日から施行する。

**改正文**（平成6年4月1日告示第10号）抄  
平成6年4月1日から施行する。

**改正文**（平成6年7月15日告示第13号）抄  
平成6年7月15日から施行する。

**改正文**（平成6年8月15日告示第14号）抄  
平成6年8月15日から施行する。

**改正文**（平成7年3月31日告示第3号）抄  
平成7年4月1日から施行する。

**改正文**（平成7年6月26日告示第6号）抄  
平成7年6月26日から施行する。

**改正文**（平成7年11月14日告示第10号）抄  
平成7年11月14日から施行する。

**改正文**（平成7年12月1日告示第11号）抄  
平成7年12月1日から施行する。

**改正文**（平成7年12月13日告示第13号）抄  
平成7年12月13日から施行する。

**改正文**（平成8年1月1日告示第1号）抄  
平成8年1月1日から施行する。

**改正文**（平成8年1月4日告示第2号）抄  
平成8年1月4日から施行する。

**改正文**（平成8年3月29日告示第4号）抄  
平成8年3月29日から施行する。

**改正文**（平成8年4月1日告示第6号）抄  
平成8年4月1日から施行する。

**改正文**（平成8年5月31日告示第9号）抄  
平成8年6月1日から施行する。

**改正文**（平成8年8月15日告示第11号）抄  
平成8年8月15日から施行する。

**改正文**（平成8年11月15日告示第13号）抄  
平成8年11月15日から施行する。

**改正文**（平成8年12月19日告示第15号）抄  
平成8年12月19日から施行する。

**改正文**（平成 9 年 3 月 28 日告示第 2 号）抄  
平成 9 年 3 月 28 日から施行する。

**改正文**（平成 12 年 3 月 29 日告示第 2 号）抄  
平成 12 年 3 月 29 日から施行する。

**改正文**（平成 12 年 4 月 24 日告示第 3 号）抄  
平成 12 年 4 月 24 日から施行する。

**改正文**（平成 12 年 8 月 1 日告示第 6 号）抄  
平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 13 年 12 月 1 日告示第 9 号）抄  
平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 14 年 1 月 15 日告示第 1 号）抄  
平成 14 年 1 月 15 日から施行する。

**改正文**（平成 14 年 3 月 25 日告示第 3-5 号）抄  
平成 14 年 3 月 25 日から施行する。

**改正文**（平成 14 年 4 月 1 日告示第 4 号）抄  
平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 15 年 3 月 19 日告示第 4 号）抄  
平成 15 年 3 月 19 日から施行する。

**改正文**（平成 15 年 3 月 19 日告示第 5 号）抄  
平成 15 年 3 月 19 日から施行する。

**改正文**（平成 16 年 3 月 31 日告示第 3 号）抄  
平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

**改正文**（平成 16 年 4 月 1 日告示第 5 号）抄  
平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 16 年 5 月 1 日告示第 7 号）抄  
平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 16 年 5 月 10 日告示第 10 号）抄  
平成 16 年 5 月 10 日から施行する。

**改正文**（平成 16 年 6 月 1 日告示第 13 号）抄  
平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 16 年 6 月 1 日告示第 14 号）抄  
平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 16 年 6 月 1 日告示第 16 号）抄  
平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 16 年 7 月 19 日告示第 19 号）抄  
平成 16 年 7 月 19 日から施行する。

**改正文**（平成 27 年 9 月 1 日告示第 9 号）抄  
平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 28 年 4 月 1 日告示第 6 号）抄  
平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 28 年 5 月 13 日告示第 9 号）抄  
平成 28 年 5 月 13 日から施行する。

**改正文**（平成 28 年 6 月 16 日告示第 12 号）抄

平成 28 年 6 月 16 日から施行する。

**改正文**（平成 28 年 9 月 16 日告示第 15 号）抄  
平成 28 年 9 月 16 日から施行する。

**改正文**（平成 30 年 3 月 30 日告示第 4 号）抄  
平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

**改正文**（平成 31 年 2 月 8 日告示第 1 号）抄  
平成 31 年 2 月 8 日から施行する。

**改正文**（平成 31 年 4 月 1 日告示第 8 号）抄  
平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**改正文**（平成 31 年 4 月 12 日告示第 9 号）抄  
平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

**改正文**（令和 2 年 1 月 21 日告示第 1 号）抄  
令和 2 年 1 月 21 日から施行する。

**改正文**（令和 2 年 2 月 7 日告示第 4 号）抄  
令和 2 年 2 月 7 日から施行する。

**改正文**（令和 2 年 3 月 16 日告示第 6 号）抄  
令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

**改正文**（令和 2 年 7 月 17 日告示第 12 号）抄  
令和 2 年 7 月 17 日から施行する。

**改正文**（令和 3 年 9 月 27 日告示第 10 号）抄  
令和 3 年 9 月 27 日から施行する。

**改正文**（令和 3 年 12 月 27 日告示第 16 号）抄  
令和 3 年 12 月 27 日から施行する。

**改正文**（令和 4 年 11 月 25 日告示第 11 号）抄  
令和 4 年 11 月 25 日から施行する。

**改正文**（令和 5 年 3 月 1 日告示第 2 号）抄  
令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

**改正文**（令和 5 年 3 月 31 日告示第 4 号）抄  
令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

**改正文**（令和 5 年 7 月 27 日告示第 7 号）抄  
令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

**改正文**（令和 5 年 12 月 8 日告示第 10 号）抄  
令和 5 年 12 月 8 日から施行する。